

令和4年9月28日

市政記者クラブ 様

環境局事業部作業課
(恒川 972-2393)
環境局事業部廃棄物指導課
(喜多村 972-2389)

引越し・遺品整理等に伴うごみの処理について

引越し・遺品整理等に伴い多量に発生するごみ（以下「一時多量ごみ」といいます。）につきましては、排出にお困りの方が多く、違法な不用品回収業者との間でトラブルになる事例も発生しております。

そこで、一時多量ごみの処理方法として、本市の一般廃棄物の収集運搬許可業者（以下「許可業者」といいます。）の案内を市公式ウェブサイト等で開始しますのでお知らせします。

記

1 一時多量ごみの処理方法

- (1) 市の収集日に出す。(粗大ごみは有料)
- (2) 市の処理施設へ直接自己搬入する。(有料)
- (3) 許可業者へ収集依頼する。(有料)

※ 市民の方からお問い合わせがあった場合、案内を行っていましたが、許可業者と調整の上、広く案内を開始することとしました。

2 市民への案内方法

市民からの問合せの際に、各区環境事業所、名古屋市一般廃棄物事業協同組合（許可業者の組合）などを通じて条件に応じた業者を紹介します。

また、市ウェブサイトには専用ページを新たに作成し、対応可能な業者リストを掲載いたします。

3 開始時期

令和4年10月1日（土）より